

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	Ernst Sauer, Grundlehre des Völkerrechts
Sub Title	エルンスト・ザウアー著「国際法原理」
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.8 (1951. 8) ,p.59- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510825-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Ernst Sauer, Grundlehre des
Völkerrechts, 1948.

前原光雄

ザウアーは目下ケルンの地方裁判所(Landgericht)の辯護士である。一九四八年に第二版が出ている。B六版四八〇頁より成るところのものであるが、活字が非常に小さく、かつぎつしり詰め込んでいるために、相當な量のものといえる。

内容は七巻に分れている。第一巻、基礎概念、第二巻、主體、第三巻、平時法(Friedensrecht)第四巻、戦争回避法(Kriegsverhinderungrecht)第五巻、國際刑法、第六巻、戦争法、第七巻、中立法という體系である。先ず、彼の體系で二三の特長ある點を指摘すれば第四巻の戦争回避法と第五巻の國際刑法であろう。彼が戦争回避法とよぶところのものは、既にスピローロスもこの名前を用いているが、戦争を回避するための國際法上の諸制度を擧げているので、一般には國際紛争の平和的解決とよばれるものである。第四巻は五部に分れ、第一部の歴史的考察では、正しい戦争、平和同盟、軍備縮小、戦争追放運動、國際連盟拒否の根據の五個が論ぜられて

紹介と批評

いる。この中で興味のあるのは、最後の國際連盟拒否の根據であるが、彼は國際連盟拒否の理由は枚擧に遑がないが、その中で最も重要なものは國際連盟には連盟國をして連盟を尊敬せしむべきものを缺いているのである。即ち、國際生活における動的な力を尊重せしめるよりもむろ所謂持たざる國民に世界を尊重する役割を引き受けさす手段を第一としたことに缺陷があることを指摘し、もしそうでなかつたなら、ドイツには國民社會主義は起らなかつたであらう、という觀方をしてゐる。

第二部では仲介手續、第三部では仲裁々判、第四部では國際司法裁判、第五部では國際連合を説いている。

次に、第五巻の國際刑法は四部に分れ、第一部總論、第二部國際法の範圍及び手續、第三部國際法上の犯罪、第四部復仇、經濟戦争干渉となつてゐる。このシステムも特色あるものである。彼は先ず總論で、刑法の概念を述べ、刑罰とは刑法に基いて加えられる害惡であるとし、國際法にはなぜ科刑がないのであろうか。國際法の書物には何故刑法の部分がないのであろうか。總ての法規において、われわれは刑法の部分を見出す。この刑法の部分は完全な法秩序に内在する強制的性質によつて直ちに理解できる。隣人を侮辱したり、隣人から盗んだり、殺したりした者は、その程度の相違はあるが處罰せられる。固有の刑法は、刑法上の不法行爲と重要な關連をもつてゐる。また國法や行政法もその固有の刑法を放棄してはいない。警察的處罰や懲戒その他がある。特別な行政刑法が存する。いかなるところでも、法律關係は必要と考えられる制被としての害惡の思想と關係をもつてゐるのである。國家は國際法の主體として、

五九

靜的であるが、同時に動的であると把握せられる法秩序の中に生存する。一國家が承認している或いは自然的な法規を守らず、そして國際法違反を行うならば、外的な國際關係により大きな確實性を與えるために、國際法を援ける可能性が存在しなければならぬ。國際刑法は破壊せられた國際法を回復する手段であつて、その中で、法の破壊者には常設的な國際法的な機關が加える害惡、即ち刑罰が彼に加えられる、と説いている(二五三—二五三頁)。しかし、彼も法秩序には完全なものと不完全なものとがあり、國際法秩序は不完全な法秩序であるが、それだからといつて、國際法には刑罰がないと論斷してはならないとしている(二五三—四頁)。

このような考え方から、「國際法上の犯罪とは國際法の主體による國際法の責任ある違反である」と定義している。彼のような觀方も理論上は不可能ではない。しかし、實際において、不完全な法秩序としての國際法秩序は、相手國の有責違法の行爲に對して被害國自らが救済手段を講じねばならないことを認めているのであるから、實質においては、他の國際法學者の見解と大差ないのであるが、國際法上の *Delikt* の觀念を徹底させたところに特色を認めることができる。第五卷の第四部の第三で經濟戰爭という文字を用いているが、これは國際連合憲章第四一條に規定する經濟的制裁のことであつて、彼の用語の妥當性には多少の疑問がある。例えば、彼は第六卷の戰爭法では、第一部總論、第二部陸戰、第三部海戰、第四部空戰、第五部經濟戰として説明しているが、その説くところは直接または間接に敵に經濟的壓迫を加える手段をとることにある。彼の擧げるところは、(1)敵國一般人民の監禁、(2)對敵取引の禁止、(3)敵

國民の財産權への干渉等であるが、これ等はその内容が制裁としての經濟戰爭と必ずしも完全に一致するものではないから、兩者を同一の言葉で表現することには賛同しかねる。

第七卷中立法のところでは、第一部で概念と發展、第二部で陸上中立、第三部で海上中立、第四部で國際連合法と中立を取扱つている。この最後の國際連合法と中立との關係は、國際連盟の場合と同様に、當然論ぜらるべき問題であり、國際連合が強制的措置を加える國とその他の連合國の間には、通常の意味の中立はあり得ないことが考えられる。ここでは、(1)中立は正常である。(2)國際連盟と國際連合、(3)安全保障理事會は中立を停止し得る。(4)侵略者を保護してはならない。(5)中立内容の交換は可能である。(6)中立は固有の價値がある。の七項目に互つて述べられている。

以上において、私は本書の體系において特色があると考えられる點を簡単に摘記したのであるが、最後に主要な項目を擧げて本書の體系を明かにする。

第一卷 基本概念

第一部 國際法 (*Völkerrecht*) 誤じた名稱

第二部 國際法の定義

第三部 國際法の定義

第四部 國際法と國內法

第五部 國際法の方法論

第六部 國際法の發達

第七部 國際法の法典化

第二卷 主體

第一部 國際法の主體の概念

第二部 國家とその結合

第三部 國家の發生、承認

第四部 國家の領域、國籍

第五部 非國家

第六部 國家の繼承

第三卷 平時法

第一部 國家の基本權

第二部 國家機關

第三部 外交使節と領事の法

第四部 國際行政法

第五部 國際條約論

第六部 外人法

第四卷以下については既に記した故に、ここでは省略する。なお本書は卷末に附録として次の十二の文書をもっている。

(1) 神聖同盟（一八一五年九月一四—二六日）

(2) ブリアン・ケロッグ規約（一九二八年八月二七日）

(3) 大西洋憲章（一九四一年八月二日）

(4) フィラデルフィアの勞働宣言（一九四四年五月一〇日）

(5) ドイツの軍事的降伏文書（一九四五年五月八日）

(6) 國際連合憲章（一九四五六月二六日）

(7) 國際司法裁判所規程

(8) ヨロップ樞軸の主要戰爭犯罪人の訴追と處罰に関する協定

(9) 國際軍事法廷規程

紹介と批評

(10) 日本の降伏文書（一九四五年九月二日）

(11) 原千力憲章（一九四五年十一月一日）

(12) 暫定的國際連合避難民協定（一九四六年二月一五日）

以上、本書の内容の特色とその概略を紹介し、これに對する私見を加えたが、本書は教科書としては手頃のものであり、またその立論に多數の著述を引用しているので、國際法の研究上便利な書物である。

H. G. Hanbury : English

Courts of Law 1944,

4th reprint 1949 pp. 192, Home

University Library, Oxford University Press

ハンブリー著「イギリスの裁判所」

平 良

從來我國において英米法の研究に志す者の多くが先ず取り上げたものにゲルダート「英法原理」Geldart: Elements of English Law がある。同書は現代のイギリス法の梗概を體系的に述べられたものであるが、判例法として歴史の上に成り立つては多く觸れていない。この點についてはすでにフィフット「イギリス法とその背景」Fifoot: English Law and its Background が紹介されてい